



歴史まちづくり

ニュース

第8号



発行：名古屋市住宅都市局歴史まちづくり推進室 Tel.052-972-2782

発行日：平成28年2月

有松町並み保存地区の見直し案(最終案)が審議会です承されました！ 伝建地区制度の導入(東海道沿い)・地区計画の区域拡大(地区全体)を実施します

名古屋市では、地域住民の皆様とともに有松町並み保存地区の見直しを進めてきました。昨年11月に「有松歴史まちづくりニュース特別号3」でお知らせした「有松町並み保存地区の見直し案(最終案)」が、このたび、伝建審議会及び都市計画審議会において了承されましたので、皆様にお知らせいたします。これを受け、**2月29日に見直しを実施します(新制度に移行します)**。

なお、伝建地区については、国による選定(重伝建)を目指し、引き続き国との調整を進めてまいります。



伝建審議会の様子



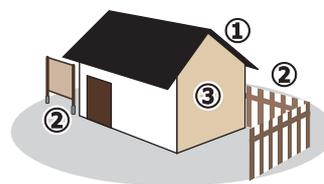
建築行為等を行う30日前までに許可申請・届出の手続きを必ず行ってください！

町並み保存地区の見直しの実施後は、**地区内のすべての建築物・工作物に関して、建築行為等を行う場合、建築確認とは別に許可申請・届出の手続きが必要となります**。建築行為等を行う30日前までに、許可申請・届出の手続きを必ず行ってください。許可申請・届出の窓口は歴史まちづくり推進室です。

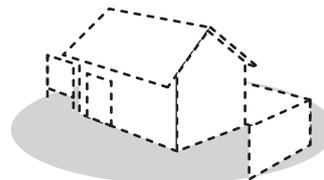
※あわせて、「有松町並み相談会(仮称)」への事前協議を行っていただくことを検討しています。

有松町並み相談会(仮称)とは
地域住民及び地元商工業者が主体となって、定期的に有松の町並みに関して意見交換を行う場を設けます。現在、会の設立に向けた調整が進められています。

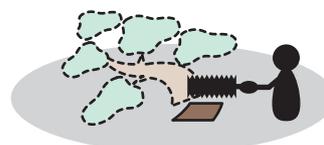
許可申請・届出の対象となる建築行為等の例



- ① 建築物の建築
- ② 工作物の建設
(柵や看板の設置など)
- ③ 建築物や工作物の外観の変更
(外壁の塗替えなど)



建築物や工作物の除却



木竹の伐採
(剪定などの通常の管理行為は除く)



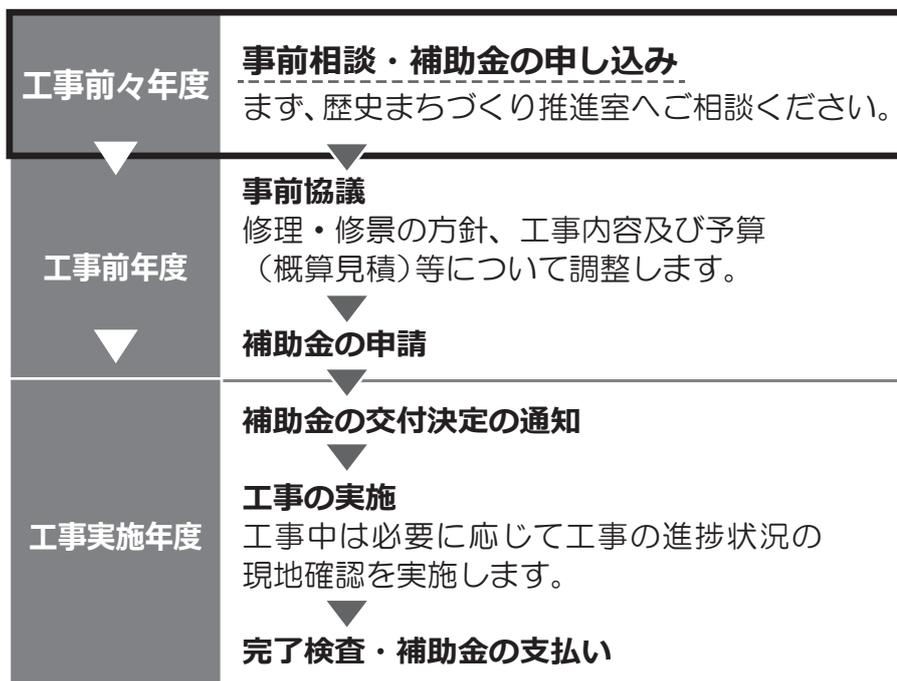
土地の区画形質の変更
(駐車場の造成など)

補助金の申込方法が変わります！

町並み保存地区の見直しにともない、修理・修景工事の補助金の申込方法が変わります。これまでは、随時の相談・申し込みでしたが、今後は、必要な予算を確実に確保していくため、平成29年度以降に実施する事業費が概ね100万円を超える工事の補助金については、**工事実施の前々年度末までに申し込み**を行っていただきます。工事の内容・費用の詳細については、申し込み後（工事実施の前年度）に調整を行います。補助金の相談から実施まで、お時間をいただくこととなりますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、伝統的建造物の応急修繕工事等（応急対応を要する必要最小限の修理工事等）については、これまでと同じく、随時の相談・申し込みとします。

「事業費が概ね100万円を超える工事の補助金の手続き」



補助金の対象となる修理・修景工事は、**伝統的建造物の指定を受けた古い建物・門・塀**の修理工事や、**東海道の面する建物・門・塀**の改修または新築工事などです。詳しくは歴史まちづくり推進室にお問い合わせください。



補助金を使った修理・修景工事を考えている方は、お早めに歴史まちづくり推進室にご相談ください。



補助金（伝建地区補助金・町並み保存地区補助金）を検討されている方はお早目にご相談ください（平成28・29年度補助金の申込締切は28年3月末です）

平成28年度及び29年度の補助金の受付を実施いたします。平成28年度または29年度に補助金を活用して修理・修景工事を実施することを希望される方は、平成28年3月末までに、歴まち室にご相談のうえ、申し込みを行ってください。3月末までに申し込みのあった修理・修景工事を査定のうえ、予算を確保・配分しますので、平成28年度または29年度に補助金を活用する可能性がある方は、3月末までに必ず歴まち室にご相談ください。

なお、平成28年度補助金については予算に限りがあるため、必要性・緊急性の高いものに対応いたしますので、あらかじめご了承ください。

伝建地区・町並み保存地区に関するご意見やご質問は、歴史まちづくり推進室にお寄せください

名古屋市 住宅都市局 歴史まちづくり推進室 担当：坂崎、栗並、水谷

TEL：052-972-2782 FAX：052-972-4485 E-mail：a2782@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp